令和８年１２月
亀山市議会定例会資料
消防本部予防課

亀山市火災予防条例の一部改正について
【火気器具の上部に設ける排気ダクトの火災予防対策について】

改正の対象となる焼肉店等の各席で用いる移動が可能な火気器具（七輪等）の上部に設ける排気ダクト（以下「上引き排気ダクト」といいます。）は、火災予防条例を含む消防法令において、特段の基準が設けられていませんでしたが、上引き排気ダクトに起因する火災が全国で例年一定数発生している現状を踏まえ、上引き排気ダクトの点検・清掃等の管理規定を追加するものです。

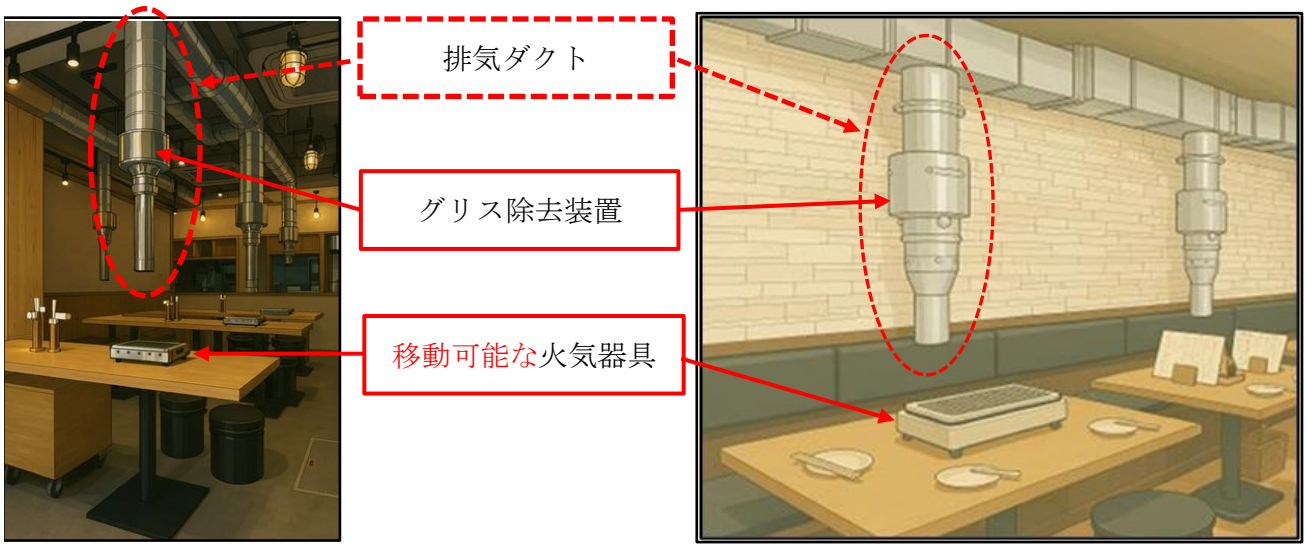

調理に用いる火気器具の周辺において使用する排気ダクト
（「厨房設備等の基準に関する検討部会報告書」より抜粋）

焼肉店等の各席に備え付けられている厨房設備（移動できないもの）の上部に設ける排気ダクトについては、火災予防条例を含む消防法令において、既に点検・清掃等の管理規定が設けられています。

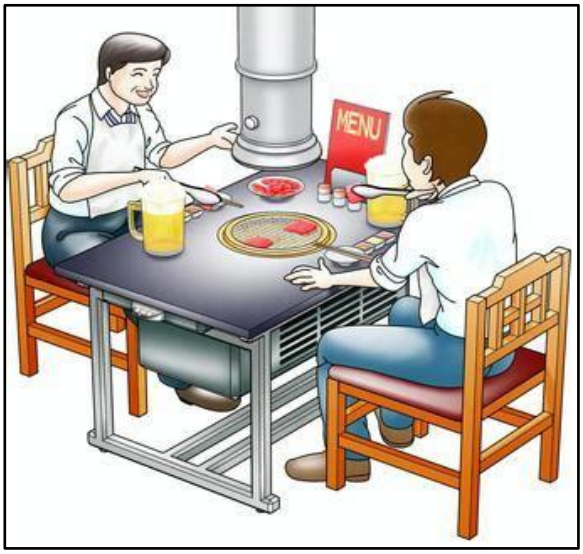

今回対象とはならない厨房設備の例